# <提出書類一覧>※最新の内容(概ね3か月以内に取得)のものをご用意ください。

必須書類	
①生産緑地買取申出書(法 10 条第 1 項関係)	1 部
※10 月下旬に郵送した案内に同封しております	
②土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	1 部(コピー可)
③公図	1 部(コピー可)
④案内図	1 部(コピー可)
※住宅地図・グーグルマップなど	
⑤指定から30年経過による買取申出希望筆一覧(別紙1)	1 部
※10月下旬に郵送した案内に同封しております	
⑥買取申出チェックシート	1 部
※10 月下旬に郵送した案内に同封しております	
⑦買取申出結果通知用封筒	1 部
※10 月下旬に郵送した案内に同封しております	

該当する場合のみ必要な書類	
■区画整理事業により仮換地指定されている場合	
•仮換地証明	1部(コピー可)
•仮換地図	1部(コピー可)
・仮換地指定における従前地筆一覧(別紙2)	1 部
※10 月下旬に郵送した案内に同封しております	
■買取申出する土地が他人の権利(抵当権等)の目的となっている場	権利者ごとに 1 部
合	(原本)
・買取申出をする生産緑地における権利抹消承諾書	
※10 月下旬に郵送した案内に同封しております	
■買取申出する土地に中部電力パワーグリッド㈱の地役権が設定さ	
れている場合	
・買取申出をする生産緑地における権利の取扱い承諾書	1部(原本)
※10 月下旬に郵送した案内に同封しております	
・委任状(原本証明したもの)	1 部
■登記内容と現在の内容が異なる場合	1部(コピー可)
・登記内容と現在の内容が異なる場合は、それを証する書面を提出し	
てください	

### 例:住民票、町名変更証明書など

#### ■相続手続き中の場合

## 法定相続情報証明制度を利用する場合

- ・法定相続情報一覧図(法務局発行のもの)
- ※一覧図に相続人の住所の記載がない場合は住民票が必要
- ・遺産分割協議書(作成がある場合のみ)
- ・相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書の提出がある場合のみ)

# 法定相続人制度を利用しない場合

- ・被相続人の出生から死亡までのわかる戸籍
- ・戸籍では確認できない相続人の戸籍全部事項証明書
- ・相続人全員の戸籍個人事項証明書及び住民票
- •相関図
- ・遺産分割協議書(作成がある場合のみ)
- ・相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書の提出がある場合のみ)
- ※用紙を紛失された場合は、再発行しますので、各区役所農政担当までお問い合わせください。

### 各 1 部(コピー可)